



2019 年 3 月 号



発 行

尼崎市資産統括局

税務管理部税務管理課

尼崎市東七松町 1-23-1

市税の回覧板



税務証明書についてのお知らせ



平成 31 年度の評価（公課）証明書は平成 31 年（2019 年）4 月 1 日（月）から取得が可能です。

平成 31 年度の課税（所得）証明書は平成 31 年（2019 年）6 月 3 日（月）から取得が可能です。

※利用者登録済みのマイナンバーカード、住民基本台帳カードを利用して、コンビニエンスストアなどに設置している自動交付機から最新年度の課税（所得）証明書を取得できるサービスがございます。ぜひご利用ください。



軽自動車税についてのお知らせ



軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在にバイクや軽自動車・小型特殊自動車を所有している方に課税されます。

平成 30 年度中に譲渡や廃車処分をされても、手続きをしていなければ元の所有者に課税されます。

手続きは 4 月 1 日までに済ませてください。

- (1) 住所が変わったとき
- (2) 他人に譲るとき
- (3) 盗難にあったとき
- (4) 使用不能で処分したとき

上記に当てはまる場合は手続きが必要です。

各車両のお手続き場所	
原動機付自転車 小型特殊自動車	尼崎市役所 税務管理課 TEL06-6489-6288
軽自動車（3 輪及び 4 輪）	軽自動車検査協会兵庫事務所 TEL050-3816-1847
軽 2 輪車 2 輪の小型自動車	神戸運輸監理部兵庫陸運部 TEL050-5540-2066

※小型特殊自動車（フォークリフト等）は、事業所、工場、作業所などの構内のみで使用しており、公道を走行しない場合でも、軽自動車税の課税対象になります。対象となる車両を所有されている方は、尼崎市役所税務管理課にて申告の手続きをお願いします。

（参考）申告の対象となるフォークリフト等

- ①車両の長さ 4.7 m 以下
- ②車両の幅 1.7 m 以下
- ③車両の長さ 2.8 m 以下
- ④最高速度 15 km/h 以下 の全ての要件を満たすもの

【お問合せ先】税務管理課（本庁南館 2 階） TEL：06-6489-6284（税務証明書について）
TEL：06-6489-6288（軽自動車税について）
FAX：06-6489-6875

[illegible]